

平成24年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成24年2月28日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 1号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 議案第 1号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第 2号 平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 3号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 4号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 5号 平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 6号 平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第10 議案第 7号 平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第11 議案第 8号 平成24年度永平寺町一般会計予算について
- 第12 議案第 9号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第13 議案第10号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第14 議案第11号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第15 議案第12号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第16 議案第13号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について

- 第17 議案第14号 平成24年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第18 議案第15号 永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第16号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第17号 永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定について
- 第21 議案第18号 永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第19号 永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第20号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第21号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第22号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第23号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第24号 永平寺町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第28 議案第25号 永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について
- 第29 議案第26号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第27号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第28号 町道の認定について
- 第32 議案第29号 町道の認定変更について
- 第33 議案第30号 福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合規約の変更について
- 第34 議案第31号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第35 陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について

第36 陳情第 2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願について

第37 陳情第 3号 障害者総合福祉法の制定等に関する国への意見書提出を求める陳情書について

第38 陳情第 4号 TPP交渉への参加反対に関する要請書について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 伊 藤 博 夫 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 河 合 永 充 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町 長 松 本 文 雄 君

副町長	田中博次君
教育長	青山慶行君
消防長	中村勘太郎君
総務課長	布目洋一君
企画財政課長	小林良一君
会計課長	立花紀子君
監理課長	南部顕浩君
税務課長	山田和郎君
住民生活課長	市岡栄二君
環境課長	勝見隆一君
福祉保健課長	岡本栄一君
子育て支援課長	伊藤悦子君
農林課長事務代理	河合淳一君
商工観光課長	酒井圭治君
建設課長	山下誠君
上水道課長	山本清美君
下水道課長	清水満君
健康福祉施設整備室長	山田幸稔君
永平寺支所長	椛山勇君
上志比支所長	茶谷重敏君
学校教育課長	末永正見君
生涯学習課長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局長	南部辰夫君
書記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

去る2月22日、町長より平成24年第1回永平寺町議会定例会の招集告示がされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますこと、心より厚く御礼申し上げます。

さて、合併してはや7年目を迎えました。今後の行政におかれましては、永平寺町としての一体感の醸成がより一層図れますよう、また町民の皆様方の幸せのため、より一層のご努力をお願いするものです。

議会といたしましても議会活動を広く町民の皆様方に知っていただくと同時に、皆様方のご意見を的確に把握し、議会は住民のものと認識していただけるよう、今後も議会改革に取り組みたいと考えております。

私ども議会は、提案する議会、開かれた議会、行動する議会で協議し、希望と誇りの持てる魅力あふれる永平寺町を築くために、議会の果たす役割や責任について十分認識し進化して、さらなる努力をしまいる所存であります。どうか皆様方の深いご理解と温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていただきますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読され、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されています。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成24年第1回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（河合永充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、小畑君、2番、滝波君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日、2月28日より3月19日までの21日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、2月28日より3月19日までの21日間と決定しました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案について提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 平成24年第1回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し上げますとともに、町政の課題及び今回ご提案いたします議案等の概要をご説明いたします。

第1回定例会のご案内をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

ことしの冬も昨年と同様、大変な大雪となり、町民の皆様には何かとご迷惑やご苦労をおかけいたしました。幹線道路や通学路の除雪や安全確保、被害状況の把握やその対応に全力で取り組んでまいりましたが、除雪の経費も大きく膨らみ、国や県に対しまして財政支援を要請しているところであります。

さて、北陸新幹線の敦賀までの工事着工が認められ、中部縦貫自動車道も完成に向けて着々と整備が進められております。産業や観光の振興、地域の活性化など大きな期待が寄せられており、一日も早い完成を望んでいるところであります。

2巡目となる福井国体が平成30年に開催されることとなっており、永平寺町においては、バスケットボール競技とハンドボール競技の開催地に決定しております。現在、ソフトボール競技についても開催地となるよう誘致をしているところであります。

また、本年8月には全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が北信越地区で開催されます。新潟県が中心の会場地となりますが、福井県におきましても4

つの競技が行われます。永平寺町においてはバドミントン競技が、ふれあいセンターと北陸電力の2つの体育館で開催されます。

国体、インターハイとともに永平寺町の魅力を全国に発信できるよい機会でありスポーツの振興、青少年の健全な育成につながるもので、でき得る限り支援をしたいと考えております。

昨年は震災や災害で大変心の痛む心の重い1年でありましたが、このように明るい話題がありますので、ことしこそは幸せ多い年になるよう期待しているところであります。

それでは初めに、町政推進の基本的な考え方や現在の重要課題、取り組み等について申し上げます。

永平寺町は、合併いたしました7年目を迎えました。これまで、どの地域もよくなり質の高いサービスを受けていただくことができるよう、また、3つの地域の均衡ある発展とすべての町民が幸せを実感できるまちづくりに取り組んでまいりました。

中部縦貫自動車道の整備を初めとする道路網の整備、町の基幹産業である農業の振興と商工業の活性化に全力で取り組んできたところであります。また、特に地域の宝である子供たちが健やかに成長することができるよう教育環境の充実、若い世代が安心して産み育てることができる子育て支援、高齢者や障害を持つ方々が元気で活躍できるよう地域福祉の充実・強化、健康で笑顔があふれる地域を築くために健康（元気）づくりの推進に力を尽くしてきたところであります。

新年度におきましては、このような施策にこれまで以上に積極的に取り組むとともに、新たに、永平寺町の歴史、自然、伝統などすぐれた観光資源を全国に発信し観光客をふやすための誘客を目指した観光の振興や、災害に強いまちづくりを構築するために地域防災力の強化、また、人口の減少を最小限に抑え、住みたい、住み続けたい町の実現のため定住の促進、地球温暖化や資源不足に対応し新エネルギーの研究や省エネルギーの対策のために独自の環境政策に取り組むこととしております。

それでは、これら主要政策のテーマごとに主な取り組みを申し上げたいと思います。

まず、教育環境の充実について申し上げます。

地域の宝であり町の将来を担う子供たちが安全な環境で学び、たくましく成長することができるよう、小中学校の耐震化に取り組んでまいりました。これまで

8つの小中学校で14棟の校舎、体育館の補強工事を実施してきましたが、新年度は4つの小中学校で5棟の校舎等の耐震補強工事と4校、4棟の耐震診断を実施いたします。町内の学校で耐震補強工事を必要とする校舎等は全部で23棟ありましたが、平成25年で耐震化がすべて完了することになります。

また、海のある小学校との交流を図り、地びき網やボートこぎなどの体験を通して豊かな人間性と社会性をはぐくむことを目的として豊かな体験活動推進事業に取り組んでまいりましたが、新年度からは町内すべての小学校で実施することとしております。

これまでそれぞれの中学校で立志式を行ってまいりましたが、昨年初めて3校の中学2年生を一堂に集め「新たな誓い 立志のつどい」を開催いたしました。その折、各中学校の代表6名の意見発表を聞かせていただき、生徒たちの町に対する熱い思いや町を愛する気持ちを強く感じたところであります。子供たちの豊かな発想を町政に反映し、次代を担う子供たちが望むまちづくりを進めるため、子ども議会の開催を考えております。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

本町の子育て支援の取り組みは県内でも注目されており、特に県内で一番安い保育料、中学校3年生までの医療費、また、インフルエンザ等を初めとする各種ワクチン接種の無料化、「子育て応援の日」の設定など、他の市町に先駆けて取り組んでまいりました。子育て支援が効果を上げるには、景気や政治情勢に左右されない息の長い取り組みが必要であります。少子化が進む中であって、いかに若年層を減らさずに町の活力として育てるかを考えながら、これまで以上に子育てしやすい環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域福祉の充実・強化について申し上げます。

介護保険制度が創設され12年が経過いたしました。介護の必要な高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、さまざまな介護サービスを提供し利用していただいておりますが、これに伴い介護保険料を改定する必要性が生じてまいりました。第5期介護保険事業計画においてもこのことを明示し、介護保険運営協議会でも議論をしていただき保険料改定の答申をいただいております。また、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する役割を担う組織として地域包括支援センターを設置して業務を行ってまいりましたが、事務の専門性、地域の状況把握、介護予防支援業務とのかかわり等を考慮して、新年度からセン

ター事務を永平寺町社会福祉協議会へ委託することといたしました。現在、在宅介護支援センターの事務を社会福祉協議会に委託しており、地域包括支援センターと連携を強化することによって、より利用者の利便性が図られ、地域福祉の充実・強化に寄与できるものと考えております。

次に、健康（元気）づくりの推進について申し上げます。

住民主導による健康づくりを地域でみずから実践していただくために、平成23年度から地域を指定してさまざまな健康づくりに取り組んでいただいておりますが、新年度も引き続き、新たな地域を指定して健康づくりの推進を図りたいと考えております。町全体に健康づくりの意識が広がるものと大きな期待を寄せているところであります。

また、身体障害、心的障害、精神障害を持つ方々が地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針となる障害者基本計画・障害福祉計画を策定いたします。

健康福祉施設の整備につきましては、新年度から施設の建設工事に取りかかることとしており、年度末の開業に向けて整備を進めてまいります。今後も、議会の温泉利活用特別委員会、町民で構成されている健康福祉施設利活用会議、庁内の健康福祉施設推進会議等でご意見をいただきながら、多くの皆さんに利用していただける施設となるよう努めてまいります。

誘客を目指した観光の振興について申し上げます。

大本山永平寺を初め、吉峰寺、松岡古墳群、九頭竜川流域など、本町は多くの観光資源に恵まれておりますが、全国的に観光客は減少傾向にあります。永平寺町の基幹産業とも言うべき観光の振興は、今、最も大きな課題であります。これまで、永平寺門前の賑わい創出事業や永平寺線跡地の遊歩道整備、永平寺口駅周辺整備など、観光客の増加を図るためさまざまな事業を展開しているところであります。

新年度においては、新しい取り組みとして、観光PR用のDVDの作成、永平寺ふるさとの味物産展や永平寺PRの日の開催、永平寺ビッグフェアの支援、加賀市を含む5市町による越前加賀宗教文化街道推進事業など、町の魅力ある観光資源を町内外に広く発信し誘客につなげていきたいと考えております。

次に、地域防災力の強化について申し上げます。

昨年の震災、原子力災害、風水害などを教訓として安全や防災に関するさまざまな体制を見直し、住民生活の安全確保に全力で取り組む必要があります。これ

まで、永平寺町を初め多くの自治体におきましては、直接的な津波や原子力災害による被害は現実的なものと考えておりませんでした。しかし、全国的にこれを改め、不測の事態に備える体制の整備が求められることになりました。地域防災計画の見直しを初め、避難場所の再確認、公共施設や小中学校の安全性の確保、災害時における備蓄品の配備、地域の実態に応じた訓練の実施、自主防災組織の強化など、防災力をこれまで以上に高めていく必要があります。

そこで、新年度から4年計画で町内全域の防災行政無線の整備を図りたいと考えております。松岡地区には防災行政無線が整備されておりませんので新年度から整備を進め、永平寺、上志比地区では再送信拡声子局と屋外拡声子局を整備し、本庁舎から一斉に町内全域に情報発信ができるようにいたします。また、両地区の既存の施設はアナログ電波を使っておりますので、逐次デジタル化を図ってまいりたいと考えております。

次に、定住の促進について申し上げます。

平成22年の国勢調査によりますと、永平寺町は県内17市町の中で2番目に人口の減少率が少ない町となっております。これは、これまでの本町の子育てや教育の取り組みの成果があらわれ、人口の減少を最小限にとどめることができたものと考えております。今後もさまざまな施策を展開し、高齢者が生き生きと暮らし元気で活躍できるよう、そして若い人が子供を産み育てることができる環境づくりを進めていきたいと考えております。

そこで、新年度には、新たな定住促進の取り組みとして若者定住促進支援制度を創設することとしております。これは、町外から転入した方や町内で分家する方など、永平寺町に定住する意思を持つ方々が新たに住宅を購入、新築する場合に、住宅取得に必要な経費及び子育てに係る経費の一部を助成するものであります。

次に、独自の環境政策について申し上げます。

現在、私たちの周りにはさまざまなエネルギー資源が存在しておりますが、新エネルギーの開発は重要な課題となっております。太陽光発電、風力発電、地熱発電、小水力発電など新エネルギーに指定されているものはさまざまありますが、その潜在的な利用可能量は非常に大きいと見込まれており、地球温暖化への対策の一環として開発と利用が並行して進められております。

本町でも、新エネルギーの一つである小水力発電について、町内のどの場所で発電が可能なのか、どの程度の効果が期待できるかなど、可能性調査を実施した

いと考えております。また、省エネルギーを進めるため、通学路の防犯灯を3年計画でLED照明に改善していくこととしております。

平成20年3月に策定した環境基本計画、平成22年の2月に制定した地域新エネルギー・省エネルギービジョンでは、町の目指すべき将来像と環境づくりの行動計画を定めました。これからも、町民、事業者の皆様とともに環境について考え、自覚と責任を持って永平寺町独自の環境政策に取り組み、この町の豊かな環境を次世代に引き継いでいきたいと考えております。

それでは、ここで今回提案いたします議案等についてご説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算（第5号）についてであります。

この補正予算は、国の第3次補正予算において、消防防災通信基盤整備費補助金や学校施設環境改善交付金等が増額されたことに伴い、平成24年度に実施することとしていた消防の全国瞬時警報システム受信設備の整備や志比小学校を初めとする4校の耐震補強工事を前倒しして実施するものであります。契約を年度内に締結する必要があることから専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

次に、3月補正予算について申し上げます。

この補正予算は、人件費において基礎年金拠出金に係る公的負担率が引き上げられたことによる共済費の増額とこのたびの大雪に対応するための除雪費の増額、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療費等に対する繰出金の増額のほか、各事業の確定に伴う補正及び年度内に措置が必要な経費等について補正を行うものであります。

また、小中学校の耐震補強工事等の9つの事業につきまして、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをさせていただくこととしております。

なお、町税や国庫支出金、繰越金等の歳入を調整した結果、本年度も財政調整基金を取り崩すことなく4,100万円を積み立てることができることとなり、これにより財政調整基金の総額は20億4,300万円余を確保できることとなりました。

その他、国民健康保険事業を初めとする特別会計の補正予算につきましては、不足が見込まれる医療費の増額や居宅介護サービス給付費の増額など、本年度内の事業実施に必要な経費の増額を行うものであります。

その結果、3月補正予算の規模は、一般会計が7,949万3,000円の増額、特別会計が7,520万4,000円の増額、企業会計の収益的収入及び支

出が23万5,000円の増額、資本的収入及び支出が2,524万4,000円の減額となった次第であります。

それでは次に、平成24年度当初予算について新規事業や主要事業を中心に説明申し上げます。

最近の経済情勢につきましては、国は、先月17日に発表した月例経済報告において「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある」としており、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用情勢の悪化、懸念が残っているなど慎重な見方を示しております。こうした情勢に的確に対応し、町域の均衡ある発展と住民サービスの向上につながる事業を展開していくため、さきに述べた主要政策のテーマごとの取り組みが確実に推進できるよう予算の編成に当たったところであります。

そして、平成24年度予算を「未来につなぐ元気で住みよい活力・安心予算」といたしました。

それでは、歳出予算から申し上げます。

まず、総務費におきましては、えちぜん鉄道の志比塚駅に駐輪場を整備し松岡芝原地係の町営住宅敷地を売り払うため、整地工事を行います。永平寺線跡地遊歩道整備と永平寺口駅周辺整備事業も引き続き実施いたします。

また、小中学校の通学路を明るく安全にするため、LED照明による防犯灯を3年計画で整備いたします。

本庁舎の耐震診断の結果を受けて、耐震補強工事のための実施設計を行うとともに、2つの支所と開発センターの耐震診断を実施いたします。上志比支所では、体の不自由な方や女性に配慮したトイレ改修を行います。

また、昨年の震災や原子力災害を教訓として防災力を一層高めるため、地域防災計画の見直しと防災行政無線の整備に取り組みます。松岡地区に同報系防災無線を整備し、永平寺、上志比地区では再送信拡声子局と屋外拡声子局を整備し、本庁舎から全町内に一斉に情報の発信ができるように、おおむね4年計画で整備を進めることとしております。

これまで、自主防災組織の強化を図るため災害用テントやハンドマイク等の配備をしてまいりましたが、新年度は、災害用テントに用いる敷マットを全地区に配備いたします。避難所や救護所として十分活用していただけるものと考えております。

町が交付しております原動機付自転車用のナンバープレートを町独自のデザイ

ンに変更し、地域振興や観光振興につなげたいと考えております。

次に、民生費について申し上げます。

新しい時代において私たちが目指すべき社会は、障害を持つ人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任も分担する共生社会であります。このような社会の実現を図るためには、行政だけではなく地域のすべての人々がそれぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが必要で、住民一人一人の理解と協力を促進し社会全体として推進していくことが重要であります。このような考え方に立って町が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるため、障害者基本計画・障害福祉計画を策定いたします。

また、新年度から在宅で重度の高齢者を介護されている世帯に対して介護慰労金を支給することとしており、在宅介護世帯の支援を行います。

子ども手当の支給につきましては制度が一部変更されましたが、子ども医療費はこれまで同様、中学3年生まで無料といたします。

保護者の事情で家庭で保育が困難となった場合、町が委託した乳児院等で夜間あるいは短期の入所ができるようにいたします。また、各幼児園の図書を整備することとしたほか、松岡西幼児園の屋上の防水工事を行うこととしております。

昨年設定した「子育て応援の日」も2年目を迎えますので、幼児園の休園日の開放など、より充実した内容で取り組んでまいります。

健康福祉施設の整備につきましては、施設の運営事業者と設計業者も決まり、実施設計や敷地造成工事もほぼ終了し、新年度から建設工事に着工いたします。来年3月の開業に向けて運営事業者との詳細な協議を継続するとともに、利用しやすい施設の完成を目指して整備を進めてまいります。

衛生費におきましては、健康づくりの推進にこれまで以上に取り組むこととしており、がん検診の無料化、インフルエンザ等の予防接種、肺炎球菌のワクチン接種などの助成を引き続き実施し、妊婦乳児健康診査も拡充して行います。

平成23年度に地域を指定して健康づくりの取り組みを強化してまいりましたが、新年度においても、新たな地域を指定してさまざまな健康づくりの事業をみずから実践していただき、健康づくりの意識が広範に広まるよう進めてまいります。また、新たに生活習慣病予防教室を開催し、医師や管理栄養士による糖尿病などの生活習慣病予防の知識の取得、食事指導を行います。

環境対策におきましては、住宅用太陽光発電設備の導入をこれまで以上に普及、

促進するとともに、新エネルギーの一つである小水力発電について、町内で導入できる場所や経済効果等の可能性について調査を実施いたします。

また、町の木であります油桐を活用し、ろうそくなどの製品化を目指し、新年度から苗木の確保に努めたいと考えております。また、おおむね7年を目途に、不耕作地を借り上げ苗木を育て各家庭に配布するほか、公園などにも植栽したいと考えております。

農林水産業費について申し上げます。

昨年3月に発生した大震災では、東北地方の太平洋沿岸部に未曾有の被害を生じました。

私は、8月9日、10日の2日間、宮城県南部地方の仙台市、名取市、亘理町、山元町を訪れ、震災の被災状況や復旧の状況を視察してまいりました。特に山元町は、災害発生時に本町の保健師2名が救護活動のため派遣した町であることや人口1万6,000人の町で曹洞宗の寺院が多いことから、ぜひ現地を視察し、町長から直接災害の状況や復旧の状況を聞かせていただきたいと思い、訪ねてまいりました。その後、何回か齋藤町長さんと電話でお話ししておりますが、思うように復旧が進まない状況をお聞きし、今も心が痛んでおります。

そこで、何とか山元町の被災者の皆さんのお役に立てないかと思い、本町の特産作物でありますタマネギを届けることといたしました。吉田郡農協に約3トンのタマネギを確保するようお願いしており、6月の出荷を待ち乾燥した後、7月ごろに届けたいと考えております。

イノシシを初めとする鳥獣による農林業への被害が年々増加しており、猟友会による駆除、電気さくやおりの設置によって被害の減少を図ってまいりました。新年度には、有害鳥獣個体数の減少を図り捕獲作業及び情報収集に当たるため、町、猟友会、農協、森林組合、その他の関係者で構成する鳥獣被害対策実施隊を設置することとしております。

なお、ミズナラ等の落葉広葉樹を植栽シクマなどが人里に出没しない環境をつくるため、苗木等の補助を行い、電気さくやネットさくの支援も引き続き実施してまいります。

平成18年の秋から小中学校の給食に町内で生産されたコシヒカリを取り入れ、平成21年度からはレンゲ米を使用しております。私も子供たちと一緒に給食を食べましたが、先生からは、今も大変好評でおかわりをする子供もふえてきていると伺っております。新年度は440俵の無農薬、無化学肥料のレンゲ米を

確保し、地場産の野菜や穀物とともに、子供たちに安全でおいしい給食を提供いたします。

れんげの里が整備されたことと冬期における農作業の拡大に伴い、園芸作物栽培の機運が高まってきております。新年度において、生産組合のパイプハウスの整備、吉田郡農協の予冷库の整備について支援をいたします。また、おいしい福井米づくり事業として、吉田郡農協のカントリーエレベーターの整備に県とともに支援することとしております。

松岡吉野、光明寺地区における農山漁村活性化プロジェクト事業も、平成25年度の事業完了を目指して引き続き事業を進めてまいります。

その他、県単土地改良事業や県単林道工事、その他の町単独事業につきましても計画的に進めてまいります。

次に、商工費について申し上げます。

現在のような経済状況の中で町の活力や地域の活性化につなげるため、商工業の振興を図ることが重要であります。

商工会が毎年実施しております年末の消費拡大事業を支援し、町内での消費喚起と商店街の活性化を図ります。また、日本政策金融公庫のマル経融資制度を利用している町内の事業者に対し年0.5%の利子補給を行うことといたしました。

中小企業融資資金や利子補給、勤労者生活安定資金融資など貸付事業も継続して実施し、チャレンジ企業の支援にも積極的に取り組んでまいります。

観光の誘客を一層高めるため、DVDを作成したいと考えております。15分程度の映像を収録し、首都圏や関西、中京方面での観光PRに活用することとしております。

また、BCリーグの福井ミラクルエレファントの協力を得て、試合が行われる県内の球場で永平寺町のPRの日を行うほか、JR福井駅や北陸自動車道のサービスエリア等で永平寺ふるさと物産市を開催するなど、観光や特産品の本町の魅力を効果的に発信してまいります。

次に、土木費について申し上げます。

道路網の整備の中で中部縦貫自動車道の建設促進につきましては、関西電力の鉄塔移設が完了し松岡吉野堺で橋脚の建築が進められており、25基のうち17基が完成しております。地下道の工事も3月中には施工業者が決定され、地元説明会を開催する予定になっております。

福井北インター―松岡インター間については、残りの橋脚7基と橋梁上部工事、

盛り土工事が発注され、平成26年度供用開始に向けて整備が進められております。谷口地係から花谷、光明寺地係にかけましては工事用道路の造成や道路改良工事、橋梁下部工事が予定されており、本格的な工事が始まります。

浅見トンネルが昨年10月20日に貫通いたしました。今後はトンネル内の舗装工事や浅見トンネルから東側の石上のインターの道路改良工事に着工することとなっております。平成28年度の福井北一大野間の開通に向けて順調に整備が進められております。

また、一般県道栃神谷鳴鹿森田線（機能補償道路）につきましては、全力で交渉に当たってきた結果すべての地権者のご理解をいただいたところであり、24年度末の供用開始が実現できることとなりました。上志比、永平寺両地区の長年にわたる願いでありましたが、供用によって国道416号の渋滞解消につながり、福井市への通勤通学時間が大きく短縮されるものと考えております。

町道松岡100号線、町道栗住波大月線はいずれも子供たちの通学路となっておりますが、幅員が狭く開渠水路があるなど改良する必要がありますので、国の地域活力基盤創造交付金を活用して整備いたします。

また、昨年に引き続きことしも大雪となりましたが、現在町では28台の除雪車を保有しておりますが、冬期間における住民の日常生活や子供たちの通学路の確保、災害の防止等のため計画的に除雪車を増強していくこととしており、新年度には2台購入いたします。

松岡公園の整備につきましては、1年目は、整備のための実施設計、松岡清水区からのアプローチ道路の整備、駐車場の整備、南春日山墳墓群付近ののり面整備工事等に着手いたしました。2年目の事業年度となる新年度は、引き続きアプローチ道路や駐車場の整備とともに、福寿園跡地の芝生広場の整備や植栽工事を実施することとしております。

次に、消防費について申し上げます。

平成20年4月に消防団の再編を行い、計画的に消防団車庫と消防団車両等の更新を図ってまいりました。新年度におきましては、永平寺北地区の第3分団車庫を新築するとともに、昭和62年に導入したポンプ車を更新することとしております。また、化学薬剤や炭疽菌などによるテロ災害やその他の特殊災害に対応するため、新たに化学防護服とガス探知機等を整備いたします。その他、自主防災組織の強化や地域別防災訓練、救急救命講習会などに要する経費も拡充しており、消防、救急体制の強化を図ってまいります。

最後に、教育費について申し上げます。

全国学力・学習状況調査につきましては震災の影響により国の実施は見送られました。福井県においては、国が準備を進めていた問題や調査票を活用しすべての小中学校で調査が実施されました。途切れのない分析データが学習の改善に生かされることから、結果を十分に活用したいと考えております。

永平寺町の子供たちの学力は全国でもトップクラスにあり、引き続き地域ぐるみで健全でたくましい成長を見守っていく必要があります。そのため、世界で一番受けたい授業を新たに実施し、豊かな体験活動推進事業、特別支援教育支援員の配置、確かな学力育成支援事業、学校元気創造事業、海外派遣事業など、本町独自の教育を充実してまいります。

また、安全で快適な教育環境を整備するため、すべての小中学校に災害時に必要なポータブルテレビを配備し、松岡小学校では災害時の救助袋を整備いたします。その他、計画的な耐震化と改修の促進、未整備の学校の太陽光発電施設整備実施設計と送風ファンの取り付け、学校図書の実、複式学級の解消にも積極的に取り組んでまいります。

7月21日の土曜日に夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会を開催いたします。ことしで3回目のラジオ体操となりますが、NHKや株式会社かんぼ生命保険から本町の健康づくりに対するさまざまな取り組みが評価され、県内でも例がない3回目の開催となるものであります。

さきにも申し上げましたように、本年8月にインターハイ「2012北信越かがやき総体」が開催されます。これまで都道府県単位で開催されてきましたが、昨年からはブロック単位で開催されることとなりました。昨年は東北ブロックでことしは北信越ブロックの開催となり、新潟県が中心会場となり福井県では4種目が開催されます。

本町では、松岡中学校と北陸電力の体育館を会場にバドミントン競技が行われます。役員、選手が2,500名、応援する保護者や観客約1万名が来町される予定であり、これを機に大本山永平寺や町の特産品を強くアピールしたいと考えております。大会期間中は、永平寺への送迎バスの運行や特製弁当、特産品の販売等を行うこととしておりますが、事前に全国各地のバドミントン協会に観光パンフレットや散策マップを送付し永平寺町をPRしたいと考えております。大会運営に積極的に協力するとともに、十分なおもてなしで来町者を受け入れることとしております。

町立図書館では、図書や雑誌、新聞等のほか、視聴覚機器を使った情報を活用される利用者が年々増加してまいりました。現在、上志比館ではDVDの視聴ができませんので、新年度に整備したいと考えております。また、図書館の蔵書を計画的に整備しておりますが、新年度においても図書購入の充実を図っているところでもあります。

以上、新年度予算における主要事業と新たな取り組み等について申し上げましたが、財源の確保と健全財政の維持に努め、改革を進めていくことを基本としたところでもあります。その結果、46の新規事業と11の事業を拡充して行うこととしております。その結果、平成24年度一般会計予算の当初予算の規模は87億5,250万円となった次第であります。これに見合う歳入予算につきましては、確実に収入が見込まれる町税18億9,600万円余、地方交付税36億6,300万円、国庫支出金6億5,000万円余、県支出金5億6,800万円余などを計上することといたしました。

その他、国民健康保険事業特別会計を初めとする6つの特別会計予算につきましては、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところでもあります。その結果、特別会計の予算総額は45億3,417万円となり、上水道事業の企業会計は5億777万5,000円となった次第であります。

全会計の予算総額は137億9,400万円余となり、前年度と比較して3%増と積極的な予算としたところでもあります。経常収支比率や実質公債費比率など財政状況の弾力性や健全性を示す指標は県内市町の中でも上位に位置されております。これからも、事務事業の改善、コスト削減など徹底した行財政改革を進めながら健全な財政運営に努めてまいります。

その他、本定例会に提出いたしますのは、条例の制定が13件、町道の認定が2件、組合規約の変更が2件であります。また、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、教育委員会委員の選任及び任命につきましてはご同意をお願いするものであります。

以上、町政に対する所信と本定例会に提案する議案等について申し上げましたが、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、ご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

東日本大震災から1年が経過しようとしております。寒さが厳しい折、被災地の皆さんの状況を思うと心が痛みます。昨年を代表する文字に、苦難を乗り越えようという気持ちが込められた「絆」が選ばれました。国民の間に「絆」の大切

さが広がっていることは日本の希望であると思います。私たちの町、永平寺町におきましても、地域のつながりを大切にして連帯感を深め、真の地方自治を目指したいと考えております。

これからも町民が誇りと将来への希望を持てるよう、永平寺町を新しい時代に向けて発展させてまいります。議員各位と力を合わせ、どの地域もよくなり町民だれもが幸せを感じることができるまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、健康に十分留意されて、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げ、開会のごあいさつといたします。

～日程第3 承認第1号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第3、承認第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程されました承認第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、議案書の2ページのとおり平成24年1月25日付にて専決処分をしましたので、同法第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、国の補正予算（第3号）による東日本大震災からの本格的な復興予算として、復興の基本方針に伴う学校の耐震化及び全国防災対策の補助事業が主なものでございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に2億3,177万1,000円を追加して、補正後の予算総額を91億9,470万円をお願いするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、5ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の地方債補正につきましては、7ページの第2表、地方債補正によるところでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

9ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、行旅病人身元不明死亡者扶助費14万6,000円は、身元引受人のいない方が永平寺町内の病院で亡くなられたため、行旅死亡人に係る費用負担として、墓地、埋葬等に関する法律第9条及び行旅死亡人取扱法の規定により計上いたしました。

次に、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、全国瞬時警報システム受信設備整備事業費332万8,000円及び目2非常備消防費、一般備品254万8,000円につきましては、国の3号補正を受け、東日本大震災を教訓として、災害時における通信警報システムの構築及び消防団のトランシーバー、救命胴衣の整備により防災力の強化を図るため計上いたしました。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、耐震補強工事監理委託料及び小学校校舎改修工事請負費9,251万1,000円、同じく後段の項3中学校費、目1学校管理費、耐震補強工事監理委託料及び中学校校舎棟改修工事請負費1億3,323万8,000円につきましては、生徒が安全で快適な環境で学習できるよう、国の3号補正を受け、前倒しにより小中学校施設の耐震補強工事及び耐震補強関連工事を実施するため計上いたしました。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金、消防防災通信基盤整備費補助金100万円及び消防団安全対策設備整備費補助金84万9,000円は全国瞬時警報システムの報知器と消防団員の安全対策の強化を図るため、防災資機材の整備に対する国庫補助金を計上いたしました。

同じく目6教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金6,839万8,000円は、小中学校施設耐震補強工事に対する国庫補助金を計上しております。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、死亡人取扱費負担金11万1,000円は、墓地、埋葬等に関する法律第9条及び行旅死亡人取扱法の規定により県負担金を計上いたしました。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、純繰越金2,087万8,000円は、歳出と歳入の調整として財源の不足分を計上しております。

款19諸収入、項4雑入、目1雑入、その他民生費雑入3万5,000円は、火葬費用となるため、行旅死亡人の所持金を計上いたしております。

次に、款20町債、項1町債、目1総務債9,500万円は、小中学校施設改

修関連工事に伴う財源として合併特例債を活用させていただきました。同じく目
2教育費、小中学校施設整備事業（補正予算債）4,550万円は、小中学校施
設の耐震補強工事に伴う財源として、国の支援となる交付税措置が有利な補正予
算債を活用させていただきました。

以上、承認第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明
とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 議案書の9ページ、これは説明では7ページですか、学校の
耐震補強工事と同時に施設の改修工事がありますけれども、ちょっと改修なんか
はどういう内容なのか教えていただきたいのと、これいつ発注するつもりなのか
をちょっとお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきたいと思います。

施設の内容というお尋ねでございますけれども、改修の内容等につきましては、
志比小学校におきまして、直接仮設、外壁の補修、塗装、ベランダ等の手すりの
改修ということでございます。志比南小学校につきましては、直接仮設、外壁塗
装、外づけトイレの解体、建具の改修と。それから松岡中学校におきましては、
直接仮設、屋外階段、屋上防水、外壁補修、塗装でございます。永平寺中学校の
管理棟につきましては、直接仮設、外壁補修、塗装、屋上の防水、それから同じ
く永平寺中学校の武道場につきましては、直接仮設、外壁補修、塗装、トイレ改
修ということでございます。

それから、発注の時期はいつごろかというようなことでございますけれども、
今現在設計をやっている最中でございます。3月上旬にはでき上がる予定をして
おりまして、3月中には発注をして新年度に向けて工事をやっていきたいなとい
う予定でいるところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今お聞きしましたけど、各学校の、いわゆるここでは説明、

耐震補強工事と改修工事というんですが、その辺はできたら区分けした報告もしてほしいと思いますし、発注するときもどういう形で発注されるのかなということがあります。

特に3月上旬には設計ができて3月中には発注ということなんですが、例えば松中なんかでいうと約9,400万の予算ですから、この内容でしたら、臨時会でも開いて請負契約を結ぶのか、それとも改修と耐震は分離して発注することからそういうことはないのかも含めてちょっとお聞きしたいんです。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えします。

今の発注につきましては現在設計書をつくっておりますけれども、耐震工事と改修工事を分けて設計しているところがございます。発注もそのような形で発注していきたいなということで考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ですから議会にはそういう内容を、どういうところを直したいか程度は一覧表か何かで報告をしていただくとありがたいかなと思います。

それと、別に設計しているということは臨時会は開かなくてもいけるということですか。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） あくまでも入札でございますのであれですけど、予定価格につきましては恐らく5,000万円以下になってくるのかなと思っておりますので、一応予定はしておりません。

それから、先ほど説明申し上げましたのは、あくまでも改修工事の内容ということで申し上げましたんで、耐震のほうはまだ今説明に入っておりませんので。

以上です。

○3番（金元直栄君） 耐震部分の金額と改修部分の金額をこれくらいですよというのを分けて、また報告していただければ。

○議長（河合永充君） よろしいですか。

ほかありませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 補正予算の6ページの補正予算債の小学校施設整備事業債と中学校施設整備事業債、ここでは限度額のところで3%以内と書いてありますけ

れども、たしか2%という説明をどこかで受けたと思うんですけど、その資料が出てこないんで。

それと、何回も確認しておりますけれども、これは地方交付税の80%のはね返りがあるんだというようなことも聞いておったんで、2%という資料がどこかにあったと思うんで、できればその辺もう1回、ちょっと済みませんが確認させてほしいのと。

それから消防のライフジャケット60着、これは水難救助か何かを想定されているんだと思うんですけども、どういうときにどういう使用を想定されているかなということだけちょっと教えてください。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのご質問でございますが、今3%以内ということでございますが、これはまだ借入先が決まっていないということでまだ決定はいたしておりません。それと補正予算……。

○6番（原田武紀君） 2% 。

○企画財政課長（小林良一君） 2%ではないです。借入先が決まりましたらそこで1%台、また2%台になる可能性がございます。

それと、国の補正予算債でございますが、これは今回は東日本大震災に係ります復旧、復興、また学校施設等の耐震化、それと消防機能の強化ということで、今回に限り交付税80%の算入率の町にとっては有利な起債となっております。

以上です。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） ライフジャケットの使用、活用状況等ですけども、これにつきましては、議員仰せの水難救助はもちろんですけども、河川の調査または水防活動時に着用し、消防団員の安全確保に努めるためのものでございます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について

ての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

11時10分から再開いたします。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第4 議案第1号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第5 議案第2号 平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第3号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第4号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第5号 平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第6号 平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第7号 平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第4、議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第10、議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第10、議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程されました議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由を一括してご説明を申し上げます。

議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算（第6号）からご説明をいたします。

議案書の12ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に7,949万3,000円を追加して、予算総額を92億7,419万3,000円をお願いするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、13ページから16ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の翌年度へ繰り越しして行う事業については、17ページの第2表、繰越明許費のとおり、款2総務費の永平寺口駅周辺等整備事業から款11災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧までの10事業、3億3,388万2,000円を平成24年度へ繰り越しするものが主なものでございます。

第3条の地方債の補正については、18ページの第3表、地方債補正にありますように、福井県市町振興資金貸付金1,400万円を廃止し、臨時財政対策債を5億4,000万円から4億6,600万円とし、合併特例債を4億1,200万円から3億3,150万円に減額するものでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明をいたします。

24ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,667万2,000円は、市町村職員共済組合及び退職手当組合の負担金の増額分が主なものでございます。

同じく目4財産管理費4,170万6,000円の補正は、まちづくり基金へ70万6,000円、財政調整基金へ4,100万円それぞれ積み立てするものでございます。

目5企画費5,083万円の減額につきましては、永平寺口駅周辺整備事業の移転補償費等の減額が主なものとなっております。

26ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,400万4,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金が主なものでございます。

目3心身障害者福祉費3,346万4,000円は、障害者自立支援事業の介護給付費等がふえたことによる扶助費の増額分が主なものでございます。

27ページをお願いいたします。

目5後期高齢者医療費722万8,000円は、後期高齢者医療費の増に伴う負担分の増額分でございます。

29ページをお願いします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費4,018万6,000円は、本年の大雪によります除雪委託料、修繕料、電気料などの増額分でございます。

後段の項4都市計画費、目3下水道費977万2,000円の減額は、下水道事業特別会計の歳入歳出総額の調整に伴い、繰出金を減額するものでございます。

30ページをお願いします。

款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費95万6,000円の補正は、松岡中学校、上志比中学校体育館の照明灯の修繕料が主なものでございます。

31ページをお願いいたします。

款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費21万9,000円は、各種スポーツの全国大会出場者16名分の激励金の増額分が主なものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものについてご説明いたします。

戻りまして21ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人は個人町民税2,900万円の増額、目2法人、法人町民税1,200万円の増額、後段の項2固定資産税は償却資産1,700万円の増額、項4市町村たばこ税は2,400万円の増額で、それぞれの増額補正は、決算見込みにおいて当初予算より収入の増が見込まれることから計上したところでございます。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金1,612万1,000円は、障害者自立支援事業に伴う介護給付費負担金の増額が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金827万5,000円は、

障害者自立支援事業に伴う介護給付費負担金の増額が主なものでございます。

23ページをお願いします。

款16寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金70万5,000円は、永平寺町にふるさと納税をしていただきました28件の寄附金を予算化したところがございます。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億4,122万円は、平成22年度からの純繰越金を予算化したところがございます。

款20町債、項1町債、目1総務債1億6,850万円の減額は、臨時財政対策債が4億6,600万円に借入額が確定したことによる7,400万円の減額分と借入額の調整による合併特例債8,050万円の減額が主なものでございます。

以上、平成23年度永平寺町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号、平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

議案書の36ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に2,066万6,000円を追加して、予算総額を18億7,085万4,000円にお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、37ページから38ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところがございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明をいたします。

42ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費1,681万3,000円は、退職被保険者の療養給付費の増額が見込まれるため予算化するものでございます。

後段の項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費227万5,000円は、退職被保険者の高額療養費の増額が見込まれるため予算化するものです。

これらの財源となります歳入の主なものについてご説明をいたします。

戻りまして40ページをお願いします。

款6療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金3,396万円は、退職療養給付費等の増額により療養給付費交付金の増額分を計上い

たしました。

後段の款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1,353万5,000円は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援負担金の確定により国民健康保険特別会計繰入金の増額分を計上いたしました。

41ページをお願いします。

款9繰入金、項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金2,846万5,000円の減額は、過年度分療養給付費交付金及び一般会計繰入金の増額により財源組み替えの予算化をするものです。

以上、平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明をいたします。

議案書の46ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に3,980万8,000円、介護保険勘定を追加して、予算総額を16億4,954万4,000円、介護保険勘定16億4,374万4,000円、介護サービス勘定580万円にお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、47ページから48ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

歳出の主なものについてご説明をいたします。

54ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費3,500万円の増額、目3地域密着型介護サービス給付費500万円の減額、目5施設介護サービス給付費600万円の増額は、それぞれサービス給付費の増額が見込まれますので計上いたしました。

次に、これらの財源となります歳入の主なものについてご説明をいたします。

戻りまして51ページをお願いします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金677万5,000円は、介護給付費の実績見込みにより国庫負担金の増額分を計上いたしました。

後段の款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金1,065万円は、介護給付費の実績見込み額により交付金の増額分を計上いたしま

した。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金476万3,000円は、介護給付費の実績見込み額により負担金の増額分を計上いたしました。

52ページをお願いします。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金443万8,000円は、介護給付費の実績見込み額により繰入金の増額分を予算化するものでございます。

53ページをお願いいたします。

款9 町債、項1 財政安定化基金貸付金、目1 財政安定化基金貸付金1,100万円は、介護給付準備基金の不足に伴い財政安定化基金貸付金を予算化するものでございます。

以上、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

議案書の60ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に1,205万3,000円を追加して、予算総額を1億9,877万1,000円にお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、61ページの第1表、歳入歳出予算補正の記載によるところでございます。

歳出の主なものについてご説明いたします。

64ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費1,205万3,000円は、自主財源の確保と次年度以降の基金運用の適正化を図るため、簡易水道基金へ1,197万7,000円を積み立てするものでございます。

これらの財源となります歳入の主なものについてご説明をいたします。

戻りまして63ページをお願いします。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金2,057万8,000円は、前年度からの繰越金を予算化するものでございます。

以上、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算

についてご説明をいたします。

議案書の68ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に232万1,000円を追加して、予算総額を6億9,310万8,000円にお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、69ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

歳出の主なものについてご説明をいたします。

72ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費221万5,000円は、消費税納入金の額が確定したことによる消費税納入金200万8,000円の増額分が主なものでございます。

これらの財源となります歳入についてご説明をいたします。

戻りまして71ページをお願いします。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金977万2,000円の減額は、下水道事業特別会計歳入歳出予算総額の調整に伴い一般会計繰入金を減額するものでございます。

後段の款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,209万3,000円は、前年度繰越金を予算化するものでございます。

以上、平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号、平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

議案書の76ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に35万6,000円を追加して、予算総額を2億1,292万3,000円にお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、77ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

歳入についてご説明をいたします。

80ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費35万6,000円は、消費税納入金の額が確定したことによる消費税納入金16万9,000円の増額分が主なものでございます。

これらの財源となります歳入についてご説明をいたします。

戻りまして79ページをお願いします。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金170万1,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計歳入歳出総額の調整に伴い一般会計繰入金を減額するものです。

後段の款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金205万7,000円は、前年度繰越金を予算化するものでございます。

以上、平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきましてご説明をいたします。

議案書の84ページをお願いします。

第2条のとおり、収益的収入及び支出予算の総額に23万5,000円を追加して、予算総額を1億8,362万9,000円にお願いするものでございます。

次に、第3条のとおり、資本的収入及び支出予算の総額に2,524万4,000円を減額して予算総額を6,817万6,000円にお願いするものでございます。

収益的支出についてご説明いたします。

93ページをお願いします。

款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費23万5,000円は、共済組合負担金率の改正により人件費を増額するものでございます。

後段の資本的支出についてご説明いたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2排水設備改良費1,680万円の減額は、九頭竜川左岸の1号集水井工事において全体計画の見直しが必要となりましたので工事費を減額するものでございます。

後段の款1資本的支出、項1建設改良費、目3事務費844万4,000円の減額は、九頭竜川左岸の1号集水井建設事業において全体計画の見直しが必要となりましたので委託料を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算から議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきまして提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 一般会計の補正予算の18ページ、これは予算書の中でも歳入のところで23ページに出てきますけれども、臨時財政対策債の7,400万減、合併特例債が8,050万円減。ただし、合併特例債については3億3,150万円借り入れしている。臨時財政対策債については4億6,600万の借り入れと。この場合、限度額ということが書いてあるんですが、限度額の確定で臨時財政対策債が5億4,000万から4億6,600万に減ったのか。要するに確定ですね。限度額が5億4,000万あって、その分減らしたのか。

何でこんなことを聞くかという、財政運営上は臨時財政対策債というのは100%返ってくるわけですから非常に有利、合併特例債については5%除外のあと7割交付税算入ということで、単純に考えれば合併特例債をいわゆるさらに減らして臨時財政対策債はそのまんまのほうがよかったのではないかと私は単純に思うわけですね。そこはやっぱりわかりやすい説明を。聞いていてもちょっとわかりにくいところがあったのでお願いしたいところと。

もう一つは、29ページの土木費、下水道への繰出金の問題です。大方1,000万減額になるわけですね。これは下水道のところにもあるわけですが、この一般会計からの繰り出しというのは、いわゆる下水道関係の返済金なんかを勘案して大体一般会計の繰り入れの割合は決まっているということだったと思うんですね。つまり、そうなってくると予算が非常に大事かと思うんですね。予算はその計算式によって計上されていますから、それが年度末に来て減額というのは、これはちょっと腑に落ちるんですね。借金がそれだけ減ったわけじゃないですから。そこはやっぱり説明をお願いしたいと思います。

以上、その2点。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず、臨時財政対策債でございますが、当初5億4,000万計上しておりました。これが国の枠の決定によりまして4億6,600万円と確定されました。このことによりまして7,400万減額します。そして、これにつきましては地方交付税へ充当といいますか、地方交付税で対応されております。わかりますか。済いません。

○ 番（ 君） 交付税ふやしたってことやろう。

○企画財政課長（小林良一君） ええ。交付税をふやしました。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回、土木費の都市計画費、目3の下水道費で下水道事業特別会計繰出金を977万2,000円、一般会計の繰り出しを減らすということでお願いをするものでございます。

この件に対しましては、本来、当初予算で一般会計の繰入金をお願いをいたしております。最終的に決算をいたしまして歳入差し引きで繰越金が確定をして、翌年度に前年度の純繰越金ということで予算をいただいております。今回、純繰越金で1,209万3,000円を繰越金で予算の計上をさせていただきました。その結果、977万2,000円の減額ということでございます。

それでこの金額等についてでございますが、議員おっしゃったとおり、23年度につきましては最終的に歳入差し引きの剰余金といたしましてすべて下水道会計へ前年度繰越金という形で予算をいただいた形でございます。今回、前年度繰越金が1,009万3,000円という形で予算を計上させていただきました。歳入歳出の総額で調整をいたした結果、977万2,000円の減額という形になった次第でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 臨時財政対策債については、いわゆるここに来て交付税がふえるというのは、私は率直にあんまりよくわかりませんね。これだけ大きな災害があってそっちのほうへ金が回るから、いろんな意味で交付税やら特別交付税なんかも含めてしわ寄せというんですか、そういうのがあるのかなと思っていたら、ふえたからそういうことになったということで、どうも当初の臨時財政対策債、大体国から示す枠で予算計上するんだと思うんで、その辺が変わってくるというのはちょっと腑に落ちんところも私もあります。私の頭ではちょっと理解できないところです。

もう一つ、下水道会計。単純には、繰越金が出てそれを充てたということで減額になったということでとらえていいのではないかと思うんですが、一般会計からの繰り入れをしていながら繰越金が出てくる、要するに剰余金が出てくるという場合は、本来は一般会計に一たん戻すべきやと僕は思うんですね。それを単純

に減額に充てるというのは会計上は問題ないんですか。私はそこはわかりやすくきちんとしておかないと、本来いわゆる繰り入れすべき基礎計算が、ある意味、後年度にいけばあいまいになるところが出てこないかというのをちょっと不安に思うんですが、その辺は何ともないんですか。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） この件につきましては、当然企画財政課との協議をさせていただいた形で前年度繰越金をこの金額ということで今回持たさせていただいた形でございます。

議員おっしゃるとおり、一般会計からの繰り入れをさせていただいております。最終的には剰余金という形であるならば一般会計の繰り入れを適正な額で予算の減額という形も一つの考え方かと思いますが、今回につきましては財源留保という面も考えさせていただきまして、剰余金については前年度繰越金でひとつお願いをしたような形で23年度はお願いをいたしました。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） まだまだ論議したいこともありますので、またぜひこれは予算特別委員会に付託して審議していただきたいと思っています。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第1号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第10、議案第7号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を、会議規則第39条第1項により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算特別委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第11 議案第 8号 平成24年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第12 議案第 9号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計

予算について～

～日程第13 議案第10号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第14 議案第11号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第15 議案第12号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第16 議案第13号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第17 議案第14号 平成24年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第11、議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算についてから日程第17、議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算についてから日程第17、議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまを上程されました議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算についてから議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由を一括してご説明を申し上げます。

初めに、平成24年度の当初予算の基本方針につきまして申し上げますと、当初予算の編成においては、第2次行政改革大綱と総合振興計画を踏まえまして、基本計画に掲げられました重点施策を中心とする事業への効果的な財源配分や効果的な事業の構築を進め、限られた財源の中で最大の行政効果があるよう町域の均衡ある発展と町民福祉の向上を柱に予算編成を行っております。

永平寺町を取り巻く情勢は年々多様化しており、特に町民の生活を守るため防災体制の強化を最優先に取り組むとともに、子育て、健康づくり支援のほか、定

住促進、環境施策など新たな施策も視野に入れたまちづくりを進めており、平成24年度の予算編成では「未来につなぐ元気で住みよい活力・安心予算」と位置づけしたところでございます。

このような考え方のもと、平成24年度当初予算では、県内トップクラスの施策となります教育環境の充実、子育て支援、健康づくり支援、地域福祉の充実に加え、誘客を目指した観光振興、地域防災力の強化、定住の促進、独自性のある環境施策を新たに重点施策事業と位置づけし、本町独自の魅力を増すため、永平寺の魅力向上政策に取り組むことを最優先に予算編成を行ったところでございます。その結果、平成24年度当初予算では、主な施策といたしまして46件の新規事業、11件の拡大、継続事業に重点配分を行ったところでございます。

それでは、議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算からご説明をいたします。

平成24年度永平寺町一般会計予算書をご参照願います。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を87億5,250万円とお願いするもので、前年度と比較して2億3,310万円増額、率にして2.7%のプラスとなっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、7ページの第2表、債務負担行為によるものでございます。

第3条の地方債につきましては、8ページの第2表、地方債によるところでございます。

第4条では、一時借入金の借入額の最高額は5億円と定めました。

それでは、9ページ、10ページの歳入歳出予算事項別明細書並びに11ページから27ページの歳入をご参照願います。

9ページをお願いいたします。

款1町税は18億9,666万6,000円で、前年度と比較して337万円の減額、率にして0.2%のマイナスとなっております。主な内容といたしましては、昨年の実績に基づき、個人町民税は8億250万円を見込み、前年度と比較して1,209万円の増額、率にして1.5%プラスで、法人町民税は1億506万1,000円を見込み、前年度と比較して270万円の減額、率にして2.5%のマイナスとなっております。

そのほか、固定資産税は8億4,537万円で3,240万1,000円の減額、市町村たばこ税は1億680万円で1,900万円の増額が要因となっております。

款9地方交付税では30億6,300万円を見込み、前年度と比較して1億7,300万円の増額、率にして5%のプラスとなっており、歳入総額の41.9%を占めております。主な要因といたしましては、国の地方財政計画に基づく普通交付税32億2,300万円で、前年度と比較して1億9,300万円の増額が要因でございます。

款13国庫支出金は6億5,020万3,000円で、前年度と比較して6,821万6,000円の減額、率にして9.5%のマイナスとなっております。主な要因といたしましては、介護対象者増による介護給付費負担金1億5,149万4,000円、前年度と比較して2,463万9,000円の増額、国の施策に基づく子ども手当負担金2億4,914万8,000円、前年度と比較して8,659万2,000円の減額などが主な要因となっております。

款14県支出金は5億6,887万4,000円で、前年度と比較して1,364万5,000円の減額、率にして2.3%のマイナスとなっております。主な要因といたしましては、おいしい福井米づくり事業に伴う補助金5,984万6,000円の増額、門前賑わい創出事業の完了に伴う県補助金5,000万円の
が要因となっております。

款17繰入金金は3億1,262万1,000円で、前年度と比較して384万1,000円の増額、率にして1.2%のプラスとなっております。主な要因としては、財政調整基金2億7,000万円で、前年度と比較して211万6,000円の増額、率にして0.8%のプラスとなっております。

款20町債は8億9,100万円で、前年度と比較して1億1,800万円の増額、率にして15.3%のプラスとなっております。主な要因といたしましては、国の地方財政計画に基づく臨時財政対策債4億6,000万円で、前年度と比較して8,000万円の減額、合併特例債は4億3,100万円で前年度と比較して2億1,200万円の増額が要因となっております。起債につきましては、公債費負担適正化計画に基づき公債費負担の適正化を図ったところでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

10ページをご参照願います。

各項目における増減の主な要因及び新規事業や拡大事業などについてご説明いたします。

説明資料といたしましては、先般お配りいたしました平成24年度当初予算における主な施策（総括用）もあわせてご参照していただきたいと思っております。

款1 議会費は1億236万5,000円で、前年度と比較して2,697万4,000円の減額、率にして20.9%のマイナスとなっております。主な要因といたしましては、議員共済組合負担金2,612万1,000円で、前年度と比較して1,620万5,000円の減額が要因となっております。

次に、款2 総務費は13億7,503万円で、前年度と比較して1億1,096万4,000円の増額、率にして8.8%のプラスとなっております。主な要因としては、防災力の強化において災害発生時における情報発信施設の整備として防災行政無線整備費1億1,838万8,000円を計上させていただきました。

同じく新規事業で、地域防災計画書の再編成による地域防災計画策定事業に404万3,000円、同じく一時避難所、応急救護所に災害用敷きマットを配備する防災対策支援事業に190万円をそれぞれ計上いたしました。

観光の振興では、新規事業で原動機付自転車用のナンバープレートを町独自のデザインに変更し、地域振興や観光振興を図るためのご当地ナンバープレート事業に145万1,000円、継続事業で永平寺線跡地遊歩道整備事業に7,669万8,000円、永平寺口駅周辺整備事業に1億2,051万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

定住の促進では、新規事業で若者の住宅取得に必要な経費や子育てに係る経費の一部を助成し定住人口の増加を図る若者定住促進支援制度に347万8,000円を計上いたしております。

次に、款3 民生費は25億7,206万円で、前年度と比較して1億7,661万4,000円の増額、率にして7.4%のプラスとなっております。主な要因としては、すぐれた泉質であります永平寺温泉の平成25年3月開業予定の健康福祉施設整備事業に2億2,675万円を計上いたしております。

新規事業では、生活習慣病予防教室開催に77万1,000円を計上し、拡大事業では元気長生き健康づくりを推進するため、がん検診委託料に1,779万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

子育て支援では、新規事業で、家庭で児童を養育することが困難となった場合、

一時的に養育、保護などの支援を行う夜間短期入所保育事業に10万1,000円を計上し、拡大事業では、中学3年生まで医療費の無料化により子育てしやすいまちづくりを推進する子ども医療費に5,940万円をそれぞれ計上いたしました。

福祉の充実では、在宅介護されている世帯に支援する在宅介護慰労金助成事業に288万円を計上いたしております。

款4衛生費は4億9,551万3,000円、前年度と比較して4,670万9,000円の減額、率にして8.6%のマイナスとなっております。主な要因といたしましては、予防接種対象者の減による予防接種事業委託料1,328万1,000円の減額や人件費などの減額が主なものとなっております。独自の環境政策では、新規事業で環境に優しいLED防犯灯整備による安心で明るい通学路普及促進事業に154万2,000円、同じく自然エネルギーを活用するための小水力発電可能性調査に88万円、同じく油桐活用推進事業に7万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

款5労働費は4,243万8,000円、前年度と比較して80万5,000円の減額、率にして1.9%のマイナスとなっております。

款6農林水産業費は6億5,161万8,000円、前年度と比較して8,152万1,000円の増額、率にして14.3%のプラスとなっております。主な要因としては、農山漁村活性化プロジェクト支援事業に9,291万9,000円、有害鳥獣対策ネットさく設置事業に800万円、園芸産地総合支援事業でパイプハウス等の整備補助に3,412万円をそれぞれ計上いたしました。

新規事業では、福井米のブランド化に向けたおいしい福井米づくり事業に7,480万7,000円を計上し、同じく地産地消と食育の推進事業として親子料理教室に108万5,000円、県内外の人が多く集まるサービスエリア、JR福井駅、金沢駅等において永平寺町の観光、特産品等をPRする永平寺ふるさとの味物産展に10万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款7商工費1億5,726万7,000円、前年度と比較して7,666万5,000円の減額、率にして32.8%のマイナスとなっております。主な要因といたしまして、門前賑わい創出事業の完了によるものでございますが、観光の振興では新規事業で、商工会による町内商店などの活性化を図るため、永平寺ビッグフェア事業に200万円、同じく永平寺町の観光誘客や紹介するとして活用するための観光客誘客映像作成委託料に315万円をそれぞれ計上いたしました。

款8土木費は10億8,958万5,000円、前年度と比較して9,042万5,000円の増額、率にして9.1%のプラスとなっております。主な要因といたしまして、新規事業で除雪車購入に4,590万円を計上し、拡大事業では松岡公園整備事業に3,000万円をそれぞれ計上いたしております。

継続事業では、町道松岡100号道路改良工事1,500万円を計上し、新たに町道牧福島藤巻線歩道整備工事に1,413万6,000円を計上いたしております。

款9消防費は3億8,197万2,000円、前年度と比較して4,708万4,000円の増額、率にして14.1%のプラスとなっております。主な要因といたしまして、新規事業で永平寺地区の老朽化した分団車庫を整理統合するための永平寺北地区消防新築工事に880万円、同じく消防団車両統合整備に1,800万円をそれぞれ計上いたしております。

款10教育費は8億9,537万1,000円、前年度と比較して1億597,000円の減額、率にして10.1%のマイナスとなっております。主な要因といたしましては、平成23年度において小学校校舎の改修工事を行ったことにより工事費が減額となりましたが、新年度も引き続き校舎の改修工事を行うこととしております。

新規事業では、世界で一番受けたい授業開催事業に80万円を計上し、拡大事業では、豊かな体験活動推進事業に519万8,000円、同じく快適な環境で学習できるよう、小中学校普通教室送風ファン取り付け工事に1,207万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

款11公債費では、地方債元金償還8億7,542万円、地方債利子償還金など1億1,086万1,000円、合わせて9億8,628万1,000円を計上いたしております。

以上、平成24年度永平寺町一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計に係る予算につきましてご説明をいたします。

平成24年度特別会計予算書及び永平寺町企業会計予算書をご参照願います。

特別会計5事業における総額は45億3,417万円となり、前年度と比較して6,345万1,000円の減額、率にして1.4%のマイナスとなっております。

初めに、議案第9号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を17億6,399万4,000円とお願いするものであり、前年度と比較して3,723万1,000円の増額、率にして2.2%のプラスとなっております。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書をお願いします。

歳入の主なものでございますが、款1国民健康保険税は3億5,646万円計上し、前年度と比較して48万4,000円の増額となっております。

款3国庫支出金は3億6,908万8,000円を計上し、前年度と比較して1億4,632万1,000円の増額、率にして65.7%のプラスとなっております。主な要因といたしましては、現年度分療養給付費負担金1億1,120万1,000円の増額によるものでございます。

款7前期高齢者交付金は4億5,008万円を計上し、前年度と比較して2億260万9,000円の減額、率にして31.0%のマイナスとなっております。主な要因といたしましては、前期高齢者交付金の減額によるものでございます。

款9繰入金は1億7,198万8,000円を計上し、前年度と比較して5,011万5,000円の増額、率にして41.1%のプラスとなっております。主な要因といたしましては、国民健康保険基金繰入金9,750万1,000円、前年度と比較して5,028万9,000円の増額によるものでございます。

7ページの歳出でございますが、款2保険給付費は12億5,474万4,000円で、前年度と比較して4,630万9,000円の増額、率にして3.8%のプラスとなっております。款3後期高齢者支援金等は1億9,563万5,000円、款6共同事業拠出金は1億7,980万2,000円、款7保健事業では、人間ドック委託料900万円など3,222万3,000円計上いたしております。

以上、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

次に、議案第10号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を1億8,891万7,000円とお願いするものであり、前年度と比較して8万2,000円の微増となりました。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入の主なものでございますが、款1後期高齢者医療保険料は1億4,131万1,000円を計上し、前年度と比較して17万2,000円の微増となっております。款3繰入金は4,652万円で、主なものとして保険基盤安定繰入金を繰り入れするものでございます。

歳出については、款2後期高齢者医療広域連合納付金1億8,564万2,000円が主なものとなっております。

以上、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての説明とさせていただきます。

次に、議案第11号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、介護保険事業16億7,371万4,000円とお願いするものであり、前年度と比較して7,714万6,000円の増額、率にして4.8%のプラスとなっております。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入の主なものでございますが、款1保険料は3億3,579万9,000円で、前年度と比較して7,965万8,000円の増額となっております。主な要因としては、現年度分特別徴収保険料7,939万9,000円の増額によるものでございます。

款3国庫支出金は3億7,328万8,000円で、前年度と比較して1,456万9,000円の増額となっております。主な要因としては、現年度国庫負担金2億7,531万円、前年度と比較して1,195万9,000円の増額によるものでございます。

款5県支出金は2億5,815万5,000円で、前年度と比較して1,994万7,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、県民の部県負担金2億4,154万5,000円、前年度と比較して906万1,000円の増額及び県財政安定化基金交付金1,136万円の増額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款2保険給付費は15億9,040万円で、前年度と比較して6,471万円の増額となっております。主な要因としては、介護サービス給付費5,400万円の増額によるものでございます。

款6地域支援事業費は3,304万7,000円で、前年度と比較して259

万円の減額となっております。主な要因としては、平成20年度から地域包括支援センター業務を永平寺町社会福祉協議会へ委託したことによる人件費の減額が主なものでございます。

以上、平成24年度永平寺町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第12号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は6億8,728万6,000円となり、前年度と比較して178万9,000円の増額、率にして0.3%のプラスとなっております。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入の主なものでございますが、款2使用料及び手数料は2億142万4,000円で、前年度と比較して423万円の減額となっております。主な要因といたしましては、下水道使用料見込み額の減額によるものでございます。

款4繰入金は4億8,287万9,000円で、前年度と比較して715万5,000円の増額で一般会計からの繰入金でございます。

歳出の主なものでございますが、款2下水道事業費は、下水道維持管理経費及び公共枡設置工事費など1億9,997万3,000円を計上し、款3公債費では、下水道事業債の元金及び利子合わせて4億6,652万5,000円を計上いたしております。

以上、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

次に、議案第13号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は2億2,025万9,000円となり、前年度と比較して979万5,000円の増額、率にして4.7%のプラスとなっております。

3ページの歳入歳出事項別明細書をお願いいたします。

歳入の主なものでございますが、款3使用料及び手数料は5,070万6,000円で、松岡地区農業集落排水使用料963万2,000円、上志比地区農業

集落排水使用料4, 107万4, 000円をそれぞれ計上いたしております。

歳出につきましては、款2農業集落排水事業費は6, 730万6, 000円で
松岡地区農業集落排水維持管理費1, 049万2, 000円、上志比地区農業集
落排水維持管理費4, 571万4, 000円をそれぞれ計上いたしております。

建設費につきましては、公共柵設置工事に210万円、中部縦貫自動車道建設
に係る補償工事として関連施設工事請負費900万円をそれぞれ計上いたして
おります。

款3公債費は、農業集落排水事業債の元金及び利子合わせて1億2, 806万
3, 000円を計上いたしております。

以上、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての説明と
させていただきます。

次に、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算についてご説明をいたします。
予算書の1ページをお願いします。

第3条のとおり、収益的収入は3億2, 725万4, 000円とし、収益的支
出を3億2, 414万2, 000円に、2ページでは第4条において、資本的収
入を3, 968万2, 000円とし、資本的支出を1億8, 363万3, 000
円とお願いするものでございます。収益的支出と資本的支出を合わせました予算
総額は5億777万5, 000円となり、前年度と比較した場合2億2, 660
万4, 000円の増額、率にして80.6%の増となっております。主な要因と
いたしましては、簡易水道事業会計が上水道事業会計へ統合したことによるもの
でございます。

18ページから21ページの予算説明書をご参照願います。

収益的収入の主なものでございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目
1給水収益2億8, 568万1, 000円は、前年度と比較して1億1, 453
万1, 000円の増額であります。主な要因といたしましては、簡易水道事業会
計の統合により簡易水道使用料の見込み額を計上したことによるものでございま
す。

収益的支出では、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び上水費4,
292万8, 000円は、電気料などの経費を計上いたしております。

19ページの目3委託工事費は中部縦貫自動車道建設に係る補償工事として給
水管布設がえ工事請負費976万1, 000円を計上し、同じく目4総係費は職
員の人件費並びに事務費など5, 718万8, 000円を計上させていただきます

した。

21ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、款1資本的収入、項1他会計負担金、目1一般会計負担金は簡易水道事業債負担金償還として負担金3,968万2,000円を計上いたしております。

資本的支出では、款1資本的支出、項1建設改良費、目3取水設備改良費は、ろ過膜設備の取りかえ費で1,558万円を計上し、項2企業債償還金、目1企業債償還金は負担金償還金1億3,285万5,000円を計上させていただきました。

以上、まことに簡単でございますが、議案第8号、平成24年度一般会計予算から議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算につきまして提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第8号、平成24年度永平寺町一般会計予算についてから日程第17、議案第14号、平成24年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を、会議規則第39条第1項により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算特別委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

1時から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

（午後 0時07分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第18 議案第15号 永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第18、議案第15号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） それでは、議案第15号の永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての概要説明をさせていただきます。

議案書の101ページをお開きをお願いします。

これまで、地方自治法の規定に基づきまして、永平寺地区と上志比地区の水道事業を簡易水道事業特別会計にして管理運営を行ってきましたが、新年度から、経営効率を図るため上水道事業への統合を図りたいと考えています。

それで、簡易水道事業の廃止に伴い、特別会計条例の設置条例の第1条の(3)に簡易水道会計名が掲げてございますので、これを削除させていただくものであります。また、第2条の弾力条項の適用につきましても簡易水道事業会計が記載されておりますので、これもあわせて削除をさせていただくものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第18、議案第15号、永平寺町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての件を会議規則第39条第1項により産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第19 議案第16号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第19、議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山田和郎君） ただいま上程されました議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の102ページをごらんいただきたいと思います。

この条例の一部改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布されたことに伴いまして、永平寺町税条例についての所要の改正をお願いするものでございます。

改正の内容といたしまして、第95条でございますが、たばこ税の1,000本当たりの税額「4,618円」を「5,262円」に改めるものでございます。

また、附則の第9条、退職所得に係る個人住民税の課税標準額からの10%控除を廃止するものでございます。

また、附則第16条の2第1項、3級品たばこのたばこ税額「2,190円」を「2,495円」に改めるものでございます。

附則第22条第1項の改正は、災害関連に係る損失対象となる雑損控除の適用期間の特例措置の延長を行うものでございます。

附則第25条、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税均等割の税率に500円を加算した額とする1条を新たに加えるものでございます。これは、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条第2項の規定によるものでございます。

施行期日といたしましては、附則第9条の改正につきましては平成25年1月1日から、95条及び附則第16条の2第1項の改正は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第19、議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を会議規則第39条第1項により総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第20 議案第17号 永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第20、議案第17号、永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） それでは、議案第17号、永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定についての概要説明をさせていただきます。

議案書の104ページをお願いしたいと思います。

この廃止条例も先ほどの議案第15号と同様に、簡易水道事業の廃止に伴い基金条例も廃止をさせていただくものであります。

附則でも記載してございますが、本基金の条例は3月31日で効力を失うわけでございますが、基金がございますので、当該基金の残高を今後一般会計歳入歳出予算に計上させていただきますして24年度でその基金の予算措置をさせていただきたいと考えております。

現段階では、まだ決算とかいろいろな利子とかそういうところが確定しておりませんので、24年度で予算措置で考えたいと思っております。

以上、簡単ですが、上程理由にかえさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第20、議案第17号、永平寺町簡易水道基金条例を廃止する条例の制定についての件を会議規則第39条第1項により産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第21 議案第18号 永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第21、議案第18号、永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(長谷川伸君) それでは、議案第18号、永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案書105ページをお願いいたします。

昭和36年法律第141号により制定されましたスポーツ振興法が、平成23年、スポーツ基本法に改正されたことにより、町条例であります永平寺町スポーツ振興審議会条例の題名を「永平寺町スポーツ推進審議会条例」と改め、さらに、第1条中、「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第5項」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条」に改正いたしまして、また、「永平寺町スポーツ振興審議会」を「永平寺町スポーツ推進審議会」に改めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） スポーツ振興法がスポーツ基本法に変わったということで条文の改定ということですが、ここには審議会も設けられているんですけども、この法律の中で町としてスポーツ推進計画を持つようにということで、そういう計画を定めるという規定についてはなかったですか。また、それはこの改定だけでなしに、そういう計画についてはどうお考えでしょう。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 町としての計画ではございますが、スポーツ審議会の中で以前ありましたスポーツ……、ちょっと待ってください。ちょっと出てこない。ちょっと出ないんですけど、スポーツ推進みたいなスポーツ関係を推進する役員の方がいらっしゃるんですけど、その方の中でスポーツの計画を立てていって町のスポーツ振興を図っているという形をとっております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 福井国体も近づいているということで、本町でもいろんな競技の開催が予定、計画されているということも聞いていますし、できればこういう時期に法律の改正、たしかこれスポーツ基本法については国会議員全会一致で決められていると思うんですね。ということは、みんなでそういうスポーツ振興を進めようということですから、町にもそういう計画そのものをやっぱりつくってスポーツ振興というんですか、そういう競技力向上も含めた目標を持っていただくようにぜひお願いしたいと思います。

ちょっとこれは教育民生常任委員会に付託されそうなので、そこで論議されているとあんまり本会議上ではなかなか、またいつも私がする立場になくなるのでここで質問しておきました。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第21、議案第18号、永平寺町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を会議規則第39条第1項により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長

に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第22 議案第19号 永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第22、議案第19号、永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） ただいま上程いただきました議案第19号、永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

議案書の106ページをお願いいたします。

この条例改正は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法第71号）の施行に伴いまして、重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の改正が必要になりましたので改正をするものでございます。この改正は、障害児施設の名称の変更、法律改正に伴う条文のずれによる改正で、今までの重度医療助成費と何ら変わることはございません。

改正内容につきましては、1つ目が、障害者自立支援法の改正に伴うものが、障害者自立支援法第5条の項番号のずれに伴い引用する規定を改正する。2つ目が、児童福祉法の一部改正に伴うもので障害児施設の名称が変更されるために名称を変えるものです。3つ目が、その他所要の規定を整備するものです。その中で、社会保険各法による被保険者等に加入者を追加する。2つ目に返還規定を追加する。

なお、この条例の施行期日は平成24年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが、ご審議いただきご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第22、議案第19号、永平寺町重度障害者（児）医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を会議規則第39条第1項により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第23 議案第20号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第23、議案第20号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） ただいま上程いただきました議案第20号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案書の107ページをお開き願います。

この条例改正は、平成24年度から26年までの3年間の介護保険料を決めるもので、第5期介護保険計画に基づき、高齢者、要介護者認定の推移や介護給付サービス、予防サービスの実績から今後の見込みを試算し保険料を算定したものでございます。第4期（平成21年度から23年度）は基準額月4,000円でしたが、第5期（平成24年度から26年度）の基準額は月5,350円となり、1,350円の増額となっております。全員協議会のほうでお渡ししました表のとおりでございます。保険料の所得段階では、第7段階から8段階に分け、低所得者に配慮をいたしたところでございます。

増額の大きな要因といたしまして、高齢化に伴う要介護認定者の増加、それに伴います介護給付サービスの利用がふえ介護給付費が増額したことによるものです。また、従来は保険料の負担割合が、第1号被保険者（65歳以上）は20%でございましたけれども、24年度からは20%から21%に上がるということが大きな要因とされております。

この条例の施行期日は、平成24年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが、ご審議いただきご決議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これも付託されるとちょっといろいろややこしいので、質問だけしておきます。

介護保険料の改正と言われましたけど、僕は改悪やと思っています。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、旧松岡では、第1段階と第2段階では年額の基本保険料については差があったんですね。それはどういう差があったのかというのと。

もう一つ、ちょっとこの間の質問のときも資料ということと言っておきましたが、第1段階が生活保護受給者または高齢福祉年金受給者等ということで18名いらっしゃいますね。第2段階が老人福祉計画、介護保険計画の中の数字を見ますと361名ですか。現実的に生活保護というのは大体1人当たり幾らぐらいいただいているのか。その後、第2段階のいわゆる年間の年金収入というのはどれくらいなのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） まず第1段階ですけれども、福祉年金受給者のほうは、永平寺町の場合はこの該当者はありません。ここに出てくる第1段階の方はすべて生活保護の対象者の方でございます。それから第2のランクですけれども、これちょっとこの前の全員協議会で調べるようにということで調査依頼がありましたけれども、数字は既に調べてはあるんですけれども細かい数字はちょっと記憶しておりませんので、また次の常任委員会のときに報告をさせていただきたいと思えます。

それから旧の松岡地区からの段階ということでございますけれども、それもちょっと調べてございませんので、その辺また常任委員会でご返答させていただきたいと思えます。

それから、このランクの保険料の率につきましては国の基準でございます。市によってはこれに加えていろいろランクをふやしているところもございますけれども、それは所得の高いところをふやしているだけで低いところは全国的に、福井県ではほとんど永平寺町と変わるところはないと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回の引き上げというのは、これまでの月額、標準で4,000円から5,350円と33%以上の引き上げになっています。

ちょっと私、生活保護というのはそれなりの申請される方がいらっしゃる。固定資産なんかがある方はなかなか難しいとかいろいろ条件があるので、生活保護受給世帯というのは少ないと思うんです。ただ、そういう人たちはそれなりの収入が保障されるということになるんですね。

これ事務報告で見ますと国民年金のところで、新法による老齢基礎年金いわゆる国民年金は4,005人いるんですが、22年度、年額平均で70万6,970円で月額6万580円もらっているんですね。給付による老齢年金受給者というのは本町に628人います。この年額34万1,880円、この平均が月額2万8,500円なんですね。

今回でいうと個人の税金なんかも上がる、個人割が上がる、後期高齢者医療の保険も、また住民税なんかも年金から天引きされる、さらにこれもふえるということになるんですが、現実的にその見落としというのは、第2段階というのはいわゆる国が生活を保障した生活保護の世帯の保障額よりもはるかに少ない収入しかない人たちもかなり見受けられるわけですね。こういう人たちの中で独居老人とか老老世帯とかということを構成していると負担も大きい。さらに介護認定を受けるとここに1割の利用負担が生じることから、そうなってくると保険料だけ払って介護保険そのものが利用できなくなることもあるんですね。そんなことも十分考えてこういう料金の改定はすべきだし賦課もすべきだと私は思っているわけです。

これが付託されれば教育民生常任委員会で私がまた本会議場でいろいろ質問することもできないので、そういう問題点を指摘して。常任委員会からの報告、どういう提案の方法になるかは知らんですが、私としてはこれについてはやっぱり認められないという立場をここで表明しておきたいと思うんです。

ここのいわゆる町が示した階層、第2段階の表では年収80万円以下の方が361人ということです。第1段階の生活保護は18世帯ということですけども、現実的には旧法の老齢年金を受けている人というのは628人いて、その平均が月額2万8,500円。ここで生活をしろ、いろんな負担をしろというところにちょっと数字の差も見られるかなと思いつつ、こういう人たちに大きな負担を求めるのはやっぱり問題ではないかと思いますので反対の態度をとるんですが、付

託されたときには委員長としては述べますが、提案のときには本会議場でそういう表明ができないのでここで賛成はできないということだけ述べておきます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第23、議案第20号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を会議規則第39条第1項により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第24 議案第21号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第24、議案第21号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました議案第21号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の109ページをお開きください。

今回の町営住宅条例の一部を改正する目的でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律いわゆる第1次一括法が公布され、公営住宅法が一部改正されたことに伴い永平寺町営住宅条例について所要の規定を整備する必要がございますので、条例改正をお願いするものでございます。

主な改正内容でございますが、目次中「第2章 町営住宅等の設置（第3条）」を新たに「第2章 町営住宅等の設置（第3条） 第2章の2 町営住宅の整備基準（第3条の2－第3条の16）」に改め、第2章の次に第2章の2町営住宅

の整備基準を加えるものであります。町営住宅の整備基準（第3条の2－第3条の16）につきましては、床面積、省エネ、バリアフリーの対応、給排水、電気、トイレなどの設備があることなど、省令の規定に従って新たに基準を制定するものであります。

また、入居者の資格等（第5条）につきましては、公営住宅法では同居親族要件が廃止されますが従来どおりの同居親族要件を条例制定するものであり、新たに第5条の1項の3号に市町村税を滞納していないことを加え、政令規定の裁量階層に多子世帯（18歳未満の子供が3人以上いる世帯）を追加しております。第5条の3項の入居基準につきましては、政令で規定している月収15万8,000円、裁量階層——これは高齢者、障害者など特に居住の安定を図る必要がある方々でございます——につきましては月収21万4,000円を条例制定するものでございます。

第21条の収入超過者及び高額所得者の認定につきましては、第5条の3項を定めることにより条例改正となります。

別表（第3条関係）でございますが、表中、神明団地及び芝原団地を用途廃止により削除させていただきます。

附則の改正といたしまして、入居者資格に関する特例として、平成28年3月31日までの間、「60歳以上」とあるのは昭和31年4月1日以前に生まれた者といたします。

なお、条例施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行日とさせていただきます。

以上、よろしくご審議いただきましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第24、議案第21号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を会議規則第39条第1項により産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第 25 議案第 22 号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第 26 議案第 23 号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第 27 議案第 24 号 永平寺町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について～

～日程第 28 議案第 25 号 永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第 25、議案第 22 号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 28、議案第 25 号、永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定についての 4 件を一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 25、議案第 22 号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 28、議案第 25 号、永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定についての 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） それでは、議案第 22 号から議案第 25 号まで 4 号議案は関連しておりますので、一括でご説明をさせていただきます。

議案書の 114 ページをお願いしたいと思います。

まず 22 号の永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例でございますが、先ほども申し上げていますように、これまで簡水区域があって管理していました永平寺地区と上志比地区が上水道区域となりますので、設置条例の第 2 条の区域内において簡易水道による給水区域の削除をさせていただくものであります。また、2 条の 3 項中では給水人口の改正、同じく第 2 条の 4 項中

は1日当たりの最大給水量を改正させていただくものであります。

続きまして、115ページの議案第23号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これも上水道の給水条例の中の第2条第1項に「簡易水道により給水を受ける区域」という事項が記載されております。それで、廃止に伴いこの条文を削除させていただくものであります。

続きまして、116ページ、議案第24号の永平寺町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例並びに議案第25号の永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定でございますが、これも簡易水道事業は23年度限りで廃止をさせていただきますので、関係します設置条例と給水条例は必要がなくなりますので廃止をさせていただくものであります。

よろしくご審議を賜り、お願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第25、議案第22号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第28、議案第25号、永平寺町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定についての4件を会議規則第39条第1項により産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第29 議案第26号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第30 議案第27号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第29、議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第30、議案第27号、

永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、日程第29、議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第30、議案第27号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長(中村勘太郎君) ただいま上程いただきました議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明をさせていただきます。

議案書の118ページをお目通しお願いいたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

概要につきましては、昨年の東日本大震災において浮きぶた付き特定屋外タンク貯蔵所の浮きぶたの沈没や破損事故が多数発生したことから、危険物の規制に関する政令等の一部を改正され、構造及び設備の技術上の基準が新たに制定されました。これに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部が改正されることにより、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

また、浮きぶた式の特定屋外タンクにつきましては、現在までは固定屋根式特定屋外タンク貯蔵所として取り扱っていましたが、改正後は浮きぶた付き特定屋外タンク貯蔵所として新たに扱われます。

続きまして、議案第27号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明をさせていただきます。

議案書の119ページをお目通しお願いします。

平成22年度の総務省消防庁において火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会が開催され、火災危険性及び年間生産量、輸入量等を勘案した結果、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を消防法の危険物として新たに追加す

ることとなりました。平成23年12月21日に危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、危険物の第1類に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されたものでございます。

これを受けまして、永平寺町火災予防条例の指定数量の5分の1以上指定数量未満の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵、取り扱う場合の技術上の基準について所要の経過措置を定めるものでございます。

以上、簡単ではございますがご説明を終わります。

よろしくご審議賜りましてご決議のほどお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第29、議案第26号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第30、議案第27号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を会議規則第39条第1項により総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第31 議案第28号 町道の認定について～

～日程第32 議案第29号 町道の認定変更について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第31、議案第28号、町道の認定についてから日程第32、議案第29号、町道の認定変更についてまでの2件を一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、日程第31、議案第28号、町道の認定についてから日程第32、議案第29号、町道の認定変更についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました議案第28号、町道の認定並びに議案第29号、町道の認定変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の121ページをお開き願います。

平成14年から施工されました松岡吉野地区における土地改良事業によりまして地区内の道路形状が変化したことや県道稲津松岡線バイパス工事に伴い町道が寸断されたことにより、道路法第8条第2項により5路線の新規認定、及び道路法第10条第3項により8路線の認定変更をお願いするものであります。

町道認定路線といたしまして、永平寺町松岡小畑、松岡西野中、松岡湯谷、松岡上吉野の区域内における5路線で総延長1,147.2メートルでございます。

次に、議案書の124ページをお開きください。

議案第29号、町道の認定変更といたしまして、永平寺町松岡吉野、松岡小畑、松岡西野中、松岡湯谷、松岡島の区域内における8路線で起点、終点の位置などと合計総延長4,171.7メートルから3,128.1メートルに変更するものでございます。

なお、起点、終点の変更等につきましては議案書の表のとおりでございます。

また、議案書に新規路線図及び変更路線図も添付させていただきましたので参考ください。

以上、簡単ではございますが、よろしくご審議いただきましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第31、議案第28号、町道の認定についてから日程第32、議案第29号、町道の認定変更についてまでの2件を会議規則第39条第1項により産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第33 議案第30号 福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合理約の変更について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第33、議案第30号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合理約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 議案第30号について説明をいたします。

127ページとなっております。

福井県市町総合事務組合を組織しております三国あわら斎苑組合、坂井地区環境衛生組合及び坂井地区水道用水事務組合が解散し、新たに坂井地区広域連合に加入することに伴いまして同組合理約の一部を変更する必要がある、同組合から協議を求められておりますので、この案を提案するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第33、議案第30号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合理約の変更についての件を会議規則第39条第1項により総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第34 議案第31号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第34、議案第31号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 議案第31号の説明をさせていただきます。

128ページになっております。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合が共同処理しております電子計算組織に関する事務から福井市に係る事務を除くこととするとともに、同組合の議決の方法について特別の規定を設けることに伴いまして同組合規約の一部を変更する必要がありますが、組合から協議を求められているのでこの案を提案するものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第34、議案第31号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を会議規則第39条第1項により総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第35 陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について～

～日程第36 陳情第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願について～

～日程第37 陳情第3号 障害者総合福祉法の制定等に関する国への意見書提出を求める陳情書について～

～日程第38 陳情第4号 TPP交渉への参加反対に関する要請書について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第35、陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情についてから日程第38、陳情第4号、TPP交渉への参加反対に関する要請書についての4件を一括議題といたします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、陳情付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。各委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 1時52分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす29日から3月4日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、あす29日から3月4日までを休会とします。

5日は定刻より本会議を開会したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願いたします。

本日はどうもご苦勞さまでした。

（午後 1時 分 散会）